

ゾラ『前進する真実 (La Vérité en marche)』の構成

宮川 朗子

【キーワード】 エミール・ゾラ、『前進する真実』、ドレフュス事件、レトリック

エミール・ゾラ (1840-1902) がドレフュス事件に筆によって参加した軌跡である『前進する真実』については、従来の歴史研究からの観点からに加え、ゾラの創作活動から読み解く研究が発表され始めている¹。この研究動向は、事件の流れを変えた「共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République) (通称「私は告発する...! (J'accuse...!))」が、あまりにも有名なために、知識人の社会参加としての側面のみが強調されてきたため、ゾラ自身しばしばこの論集の中で吐露していた、作家としての魂が揺さぶられたことが、長らく見過ごされてきたことに対する反省であるように思われる。

我々の関心も、この論集において、単にゾラの社会参加の記録を確認するというよりも、ゾラの文学の特徴を探ることにある。そこで今回は、ゾラが事件への参加を決めた状況を確認したうえで、『前進する真実』とこの論集には収められなかったゾラのドレフュス事件関連論文を検討することにより、論集のまとまりについて考える。さらに、この論集の構成を分析することにより、『前進する真実』の構成美に迫ってみたい。

1. ゾラの創作活動とドレフュス事件への参加

ドレフュス事件発生当時、ゾラはローマにおり、最初に事件を知ったのは、1894年12月16日に帰国したのちのことであった。当初は、世の大勢と同様、その報道に疑いをはさむことはなかったが、それというのも、ゾラはまだこの事件にはほとんど関心をもっていなかったからなのである。とはいえ、この事件を機に高まった反ユダヤ主義の風潮には、驚きを禁じえなかった。それはまず、1895年1月、ドレフュスの位階剥奪式を見物に来た民衆の反応や、この式のことを肯定的に語る彼の同業者たちに当惑を覚えたという印象が、伝記的記述の中でしばしば伝えられていることから伺えよう。そして、その当惑が明言されたのが、その1年5カ月後の1896年5月、『フィガロ (Le Figaro)』紙に掲載された「ユダヤ人のために (Pour les juifs)」と題された記事である。人類の進歩を無邪気に信じるこの作家の目には、その当時の反ユダヤ主義の高まりは、遠い過去の宗教戦争の再発のようなもので、時代の流れに逆行する忌まわしい傾向に他ならないと映ったのである。人々が非難していたユダヤ人による富の専有についても、「カトリックやプロテスタントの中にも同じような専有がある (le même accaparement existe chez des catholiques et des protestants)」と一蹴し、「もし、いつの日か、労働の法則が、真理や幸福のために作られる

なら、それは人類全体を創造しなおすことになるだろう。そうなれば、ユダヤ人であろうとキリスト教徒だろうと関係なくなるだろう。(Si, un jour, la loi du travail se formule pour la vérité et pour le bonheur, elle recréera l'humanité entière ; et peu importera qu'on soit juif ou qu'on soit chrétien²)」と述べている。

この記事は、ユダヤ人に対し、とりたてて好意的でも同情的でもない。しかし、ユダヤ人問題という難題をあえて取り上げ、人類という広い見地から、どの人種に対しても分け隔てのない態度を表明したことは、この時代においてはめずらしいことだったのかもしれない。事件当初からドレフュス擁護のために闘っていたベルナール・ラザールが、このゾラの記事に、潜在的なドレフュス派の態度を読みとっていたことは想像に難くない。ゾラの文学には全く共感を抱いていなかったのにもかかわらず、ラザールが、この年に終わりにドレフュス無罪を訴えた自署を携えてゾラに会いに行ったわけは、ラザールが残したメモからうかがえる。

Quand je fus le [=Zola] voir, je n'avais pas l'esprit de l'amener à moi ; je pensais qu'il ne marcherait pas parce qu'un appareil abstrait de vérité ou de justice ne le séduirait pas ; mais je cherchais à savoir l'effet produit par mon livre sur des esprits libres et susceptibles d'apporter un appui moral à la cause que je défendais³.

私が彼に会いに行った時、私の方へ彼を引き寄せることは考えていなかった。そんなことはうまくいかないだろうと思っていた。というのも、真理や正義といった抽象的な道具では、彼を惹きつけることはないだろうと思ったからだ。しかし、自由な精神、私が守ろうとしていた立場に対して精神的な支えをもたらしてくれそうな精神に、私の本が引き起こした効果を知ろうとしていた。

つまりラザールはゾラを「自由な精神」の持ち主と評価したのである。「自由な精神」の持ち主ならば、偏見にとらわれることなく、事件の異常さを理解し、「精神的な支えをもたらして」くれるだろうと期待したのである。ただこのように人の良心や理性に訴える場合、その効果は即効性を期待できるものではない。ラザールの予想通り、ゾラはすぐには動かなかった。ゾラ自身、

Il [= Lazare] m'avait envoyé ses brochures, mais je les avais à peine feuilletées, occupé à autre chose. De sorte que j'ignorais totalement l'Affaire. Je n'avais pas même connu la publication du fac-similé du bordereau dans *Le Matin*. Rien. (OCNM, 18, 533-534)

彼 [= ラザール] は、自分の書いた冊子を送ってきた。しかし私は他のことに専念していたので、それらのページをかるうじてめくった程度だった。そういうわけで、事件のことは全く知らなかったのだ。『ル・マタン』紙に明細書の複写が発表されたことも知らなかった。

何も知らなかったのだ。

と「法廷での印象 (Impressions d'audiences)」中で告白している通り、事件のことは詳しく知らなかったし、無罪の決め手になるとドレフュスの擁護者たちが大きな期待を抱いていた明細書についても知らなかったというほど、事件については関心もなかった。その頃、ゾラは「他のことに専念していた」。つまりそれは『三都市 (Les Trois villes)』最終巻『パリ (Paris)』の執筆であり、決められた定期的な仕事を確実にこなしてゆくことを一種信念としていたこの作家にとって、この当時、この事件は、自分の仕事を放り出してでも従事すべきものとは思えなかったのだろう。このことを考えると、逆に、この小説の執筆を1897年8月末に終え、次の作品の規則的な執筆作業に取り掛かる前の10月末から11月初頭に、ドレフュス派の人々が再びゾラに働きかけたのは時期を得ていたといえよう。そしてこの時期、ゾラは実際、多くのドレフュス派の人々と出会うことになる。まず、小説家マルセル・プレヴォーによって、ルプロワ弁護士 (ピカール大佐の友人で、ドレフュス無罪の確信を大佐から聞いていた) と知り合うと、この弁護士が、元老院議員のシュレール＝ケストネルにゾラを紹介する。彼らとの会談を通し、ゾラはようやくドレフュスの無罪を確信し、彼らとともに闘う決意を固めるのである。とはいえ、ゾラの意味決定は、ドレフュスの冤罪に対する憤りによるものだけではなかった。それよりも、この事件を機に、作家の創作意欲をかきたてられたことが大きいようだ。例えば、1897年12月、ロシア人記者ウジェヌ・スメノフとのインタビューに、その一端が垣間見られる。11月にドレフュス派の態度を明確に表明したばかりのゾラに、この記者は、事件を題材にした作品を書く意図の有無を問いかけた。これに対し、ゾラは次のように答えている。

[...] je vous dirai : oui, après avoir pris connaissance, une connaissance approfondie de cette affaire, j'ai, naturellement, résolu d'en profiter. Mais comment et pourquoi, je ne le sais pas encore moi-même. Que de passion il y a là! Que de psychologie humaine! Que d'intérêts en conflit! Donner à cela forme dialoguée – non en vue de la scène assurément, non point pour l'argent, non pour le « scandale », mais créer une œuvre où tout reposerait sur la lutte pour la vérité et la justice, comme cela est intéressant! Voilà ce à quoi j'avais d'abord pensé. Mais j'ai trouvé cette forme incommode et je me suis mis à en chercher d'autres. Je n'ai rien trouvé de mieux, rien de plus intéressant, de plus empoignant, de plus instructif que la forme du récit historique. [...] oui, j'écrirai l'histoire de cette affaire, parce que je la connais, je la connais tout entière, telle qu'elle est. Je sais la vérité, et on ne peut s'imaginer rien de plus émouvant, rien de plus rare dans l'histoire... (OCNM, 18, 580.)

(前半部分略) 書く、と言っておこう。知ったのだから、この事件のことを深く知ったのだから、当然これを利用すると決めた。しかし、その方法や理由は、まだ私自身分かっていないのだ。しかしそこには何という情熱があることか！なんという人間心理が！なんという利害のもつれ合いが！これら全てに対話の形式を与えること——演劇にするのでないことは確かだが、金のためでも、「スキャンダル」のためでもなく、真実と正義のための戦いに基づくような作品を作ること、それはなんと興味深いことだろう！このようなことが、私が最初に考えたことだ。だが、私はこの形式ではうまくいかないと思ったので、他の形式を探し始めた。そして歴史物語の形式ほど適切で、興味深く、心をとらえ、ためになるものはないと思った。(中略) そうだ、私はこの事件の歴史を書くだろう。私はそれを知っている、そのあるがままの全てを知っているからだ。私には事件の真相が分かっているし、歴史上、これほど胸を打ち、稀なものは考えられない…

この回答からうかがえるのは、ゾラは、ドレフュスの冤罪という事実ではなく、この事実を発端として起こった様々な人間の葛藤や戦いのドラマに魅せられていることだ。この点は、『前進する真実』刊行に際して、この論集の一番目の論文「シュレール＝ケストネル氏 (M. Scheurer-Kestner)」に付した序文にも呼応する。

On remarquera pourtant, dans ces premières pages, que le professionnel, le romancier, était surtout séduit, exalté, par un tel drame. Et la pitié, la foi, la passion de la vérité et de la justice sont venues ensuite. (OCNM, 18, 416.)

しかしながら、これらの初期の数節は、専門家、つまりプロの小説家が、このようなドラマにとりわけ魅了され、高揚させられているのだということに気づくだろう。だから、憐れみや信条、真実と正義への情熱は、その後訪れたのだ。

実際、先に引用したインタビューでは、「対話形式」や「歴史物語」といった、この事件にふさわしい形式まで模索されており、さらに、そのインタビューの他の箇所では、

Avant tout, les trois figures centrales, les trois caractères principaux, dont vous trouverez difficilement les pareils, ce sont trois types : Scheurer-Kestner, dont j'ai déjà parlé, l'innocent Dreyfus et le vrai coupable... (OCNM, 18, 580.)

何よりもまず、三人の中心的人物、三つの主要な個性があるが、これらに匹敵するものを見つけるのは難しいだろう。それはこの三人だ。すでに話したシュレール＝ケストネル、無罪のドレフュスそして真犯人だ…

と、要となる人物像にまで言及している。ドレフュス事件はそれゆえ、まずはゾラの作家魂が揺さぶられた事件であったのだが、事件への参加当初から、ゾラ自身が事件の表舞台へととびだした「共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙」を経、レンヌ裁判に至った1899年7月、事件を扱った創作の構想は少々変化する。

L'exploitation, par moi, de l'affaire Dreyfus, serait basse et vilaine. D'ailleurs, l'affaire appartient uniquement à l'Histoire. L'histoire en est tellement belle, tragique, complète en elle-même que je ne la vois pas au théâtre. Et puis, elle met en scène des personnages vivants. Pour en faire une pièce, il faudrait y ajouter enfin une partie romanesque qui la dénaturerait.

[..]

- J'insiste [...] *Jamais je n'écrirai ni un roman ni une pièce sur l'affaire Dreyfus.* Maintenant, peut-être, en quelques pages, résumerai-je un jour mes impressions personnelles pendant mes procès ou pendant mon exil. Ces notes seront ma contribution à l'Histoire. (OCNM, 18, 606.)

私がこの事件を利用するなら、下劣で卑しいものになってしまうだろう。そもそもこの事件は、歴史にのみ属するものだ。この事件の歴史は、それ自体、あまりにも美しく、悲劇的で、完成しているものだから、それが演劇向きだとは思わない。それに、その歴史は、存命の人間を舞台に載せることになる。それを劇作品にするためには、そこにロマネスクな部分を加えなければならないし、そうなる歴史を歪曲することになってしまうだろう。

(中略)

ドレフュス事件についての小説も劇作品も決して書かないつもりだ。(中略)と強調しておく。ただ、いつか、私の裁判が亡命中の個人的な印象を数頁にまとめるかもしれない。このメモが、私の歴史への貢献となるだろう。[尚、引用中の斜体字は原文の通りであり、訳文ではその箇所に傍点を付した。]

ドレフュス事件は歴史以外の何物でもないという見解が前面に押し出されているが、ここには、それを文学作品として提示することに何らかのためらいが読み取れるのではないだろうか。先に引用したスメノフによるインタビューでは、「歴史物語の形式」が適していると述べていたが、ここでは単に「歴史」とだけ述べられており、小説や劇作品にはしないという意図は強調され、「物語 (récit)」という言葉も出てこない。ゾラ自身、自分が歴史に貢献できるのは「私の裁判が亡命中の個人的な印象を数頁にまとめる」[「メモ」]だとしている。事実、ゾラの法廷での印象をつづったメモや亡命中の出来事を日付入りで日記のように書きとめたテキストは、それぞれ「法廷での

印象」と「亡命記 (Pages d'exil)」のタイトルがつけられて残されており、ゾラはそれらを発表する意図を『前進する真実』の序で明言している。仮にこれらのメモが、ゾラがこのレンヌ裁判直前のインタビューで述べた「歴史への貢献」のためのメモだとするならば、この『前進する真実』はどのように位置づけられるのだろうか。確かに、『前進する真実』とそこに収められた論文は、それぞれがすでにドレフュス事件の展開に関わったものであり、それ自体が歴史であるという見方もできよう。しかし、同時に、先に引用したスメノフによるインタビューや「シュレーケストネル氏」に付された序文から、ゾラは作家として事件に参加したという事実も否定できない。『前進する真実』は、見方によっては、歴史的証言とも、ゾラという作家の文学作品とも受けとることができるが、次に、この論集に収められた論文の発表と論集の成立を詳しく追うことによって、この論集の構成上の特徴を探ってみたい。

2. 『前進する真実』というタイトルの射程

ピーター・シリクスバーグは、『ゲーテンベルクからグーグルへ —— 文学テキストのデジタル化と編集文献学 (*From Gutenberg to Google : electronic representations of literary texts*)』において、文学テキストは、一般的な言語活動のように、メッセージが、発信者と受信者との間に保証される接触や二者の間に同じコードやコンテキストが共有されているといった条件を満たすことによって伝えられ理解される場合と異なり、空間的・時間的な隔たりが生じることによってコードやコンテキストから離れても、メッセージは伝えられ、論理的に理解されることが可能であることを指摘した。そして、この性質ゆえに、極端な場合には、古典的なテキストでも、それに対する「ジャンク批評」が生み出されることを説明した。それゆえ、編集文献学者は、ある作家の学術的な全集を編集する際、底本とするテキストの選定という困難な作業に加え、ヴァリアントや過去に出版された校訂本もできる限り参照でき、かつ出版する時代の研究者の要請にも応えるという難題を突きつけられるのだが、このいくつもの問題を解決する一つの方法として、文学テキストのデジタル化に期待を寄せている⁴。

我々の関心は、ゾラの『前進する真実』というテキストのデジタル化でも、文学テキストの編集の問題を考えることでもない。しかし、シリクスバーグがこの本の中で示唆した問題を考慮することは、我々にとっても有益である。というのも、この論集およびここに収められたテキストの性格は曖昧 —— ドレフュス事件の証言か創作活動であるのか、それともその両者それぞれにかかわるのか——で、かつこの論集を編集してきた歴代の編者たちも、多かれ少なかれ、そこに収録されたテキストの選択にある種の物足りなさを感じている様子がかがえるからである。それは、『前進する真実』にしばしば「付記と解説」や「補遺」としていくつかのドレフュス関連論文を付録として付けていることにも認められるだろう。そこで、この論集の初版と過去に出版されたゾラの三編の全集、そしてこの論集を中心にゾラのドレフュス擁護論をまとめたコレッ

ト・ベッケル編集による文庫本『前進する真実 ドレフュス事件』をそれぞれ対照することによって、『前進する真実』というタイトルのもとにゾラがまとめようとしたテキストの範囲を探ってみたい。

まず表1は、ドレフュス事件とこの事件から派生したゾラに関わる事件に直接関係があり、かつ事件中に新聞などの媒体を通して公になったテキスト(インタビュー、書かれた当時非公開だった私信は除く)を、年代順に列挙したものである。この表に挙げた最初の三篇は、真実と正義のために闘うドレフュス派の人々を讃えたものであり、小冊子の形で出版した次の二篇は、この事件を機に起こった不寛容で暴力的な反ユダヤ主義の風潮を批判したものである。これら五篇はドレフュス派の人々の誠実さと勇気を取りわけ称え、世間の人々の良心と理性に訴えようとしたテキストである。事件の具体的な展開に対する直接的な反応が始まるのは、エステラジーの無罪判決に対して放たれた「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」からである。(表中の矢印はその対応関係を示す。)媒体もここから『ローロール (L'Aurore)』紙に移り、以後、ゾラのドレフュス擁護論はこの新聞紙上で全て発表されることになる。

「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」は、ゾラの論戦の転換点というだけでなく、ドレフュス事件がゾラ事件へと性質を変えてゆく転換期にもなったテキストである。それゆえ、このテキストの発表を機にドレフュス事件の歴史においては、ゾラが事件の主役級の役割を演じることになるのだが、ここからドレフュス事件は、本来の事件とゾラ事件との二つの面を持つことになり、ゾラの論戦もこの二つの事件の双方に関わるようになる。そして、『前進する真実』に収録されるテキストの選択もここから始まっている。

ここで、表2を参照しながら、具体的に収録されたテキストを確認してゆく。CとDの全集は、比較的Aの初版に忠実であるが、ゾラの手によるドレフュス事件関連論文で、新聞紙上に発表されたが、論集には未収録のものも数点「補遺」として付けている。注目すべきはBの全集とEのベッケル編集の『前進する真実 ドレフュス事件』である。まずBには、ゾラが書いたものだけでなく、ドレフュス派と反ドレフュス派の両陣営からの論文が収められており、特に「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」の反響の大きさを物語るような編集になっている。Eの文庫本もBの方針に近く、それは副題にも示されている。ゆえに、未刊行の手紙や、まだドレフュス事件には参加していない時期のもので、この事件を機に起こった反ユダヤ主義の風潮に対して意見を述べた「ユダヤ人のために」と、事件参加後、ゾラ自身の裁判での印象を綴った「法廷での印象」も収録されている。このように、ゾラの手による事件関連のテキストは網羅的に収録しようとする意図がみられる。

これらすべてに共通しているのは、「シュレール＝ケストネル氏」から「共和国大統領ルーベ氏への手紙 (Lettre à M. Loubet, Président de la République)」までの論文とその順序である。実際これら13点の論文は、一体となっている様相を与えているが、それ以外の論文は、なぜ取り

表1* : ゾラのドレフュス事件参加とその関連事項

発売年月日	タイトル (原題) 発表媒体	関連事項
1897. 11.25	「シュレール=ケストネル氏」 (M. Scheurer-Kestner) 『フィガロ (<i>Le Figaro</i>)』紙	1897. 11. ゾラ、シュレール=ケストネルと知合う。 シュレール=ケストネル宅の集會に参加。
1897. 12.01	「組合」(<i>Le Syndicat</i>) 『フィガロ (<i>Le Figaro</i>)』紙	1897. 11~ 『フィガロ』の予約購読解約相次ぐ。
1897. 12.05	「調書」(<i>Procès-verbal</i>) 『フィガロ (<i>Le Figaro</i>)』紙	1897. 12.04 エステラジーに関し、ラヴァリー少佐による再調査開始。
1897. 12.14	「青年たちへの手紙」(<i>Lettre à la jeunesse</i>) [小冊子]	
1898. 01.06	「フランスへの手紙」(<i>Lettre à la France</i>) [小冊子]	1898. 01.01 ソシエ將軍、ラヴァリーの調査結果を拒否。エステラジーを軍法會議に送る。
1898. 01.13	「共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (=私は告発する…!)」(<i>Lettre à M. Félix Faure, Président de la République=J'accuse...</i>) 『ローロール (<i>L'Aurore</i>)』紙 [以下の記事は全てこの新聞紙上で発表。]	1898. 01.11 エステラジーに無罪判決。
1898. 02.22	「陪審団への宣言」(<i>Déclaration au jury</i>)	1898. 01.20 ゾラ、裁判所より召喚状を受け取る。 1898. 02.21 ゾラ、「陪審員への宣誓」を法廷で読みあげる。
1898. 04.14	「再び卑劣な行為」(<i>Une nouvelle ignominie</i>)	1898. 02.23 ゾラに有罪判決。 1898. 04.11. ゾラ、新たに召喚状を受け取る。
1898. 05.28	「わが父」(<i>Mon père</i>)	1898. 05.23,25 ジュデ、『ブチ・ジュルナル』紙に、ゾラの父親を中傷する記事を発表。
1898. 07.16	「閣議議長ブリッソン氏への手紙」 (<i>Lettre à M. Brisson, Président du Conseil des ministres</i>)	1898. 07.15 メリヌ内閣総辞職、後任ブリッソン。 1898. 07.18 ゾラに再度の有罪判決。ロンドン亡命。
1899. 06.05	「正義」(<i>Justice</i>)	1899. 06.03 破棄院、1894年の判決を破棄。 1899. 06.05 ゾラ帰国。
1899. 09.12	「第五幕」(<i>Le Cinquième acte</i>)	1899. 09.09 レンヌ裁判。ドレフュスに再度有罪判決。
1899. 09.22**	「アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙」 (<i>Lettre à Madame Alfred Dreyfus</i>)	1899. 09.19 大統領令によるドレフュスの特赦。 1899. 09.21 ガリフェ將軍の回状：「事件は終わった」。
1899. 12.19	「ド・ガリフェ將軍およびワルデック=ルソー氏への手紙」(<i>Lettres au général de Gallifet et à M. Waldeck-Rousseau</i>)	
1900.01.23,24,31	「フランソワ・ゾラ」(<i>François Zola</i>)	1900. 03.01 事件に関する大赦法、元老院に提出される。 1900. 03.14 ゾラ、大赦法に関して元老院委員会より聴取を受ける。
1900. 05.29	「元老院への手紙」(<i>Lettre au Sénat</i>)	
1900. 12.22	「共和国大統領ルーベ氏への手紙」 (<i>Lettre à M. Loubet, Président de la République</i>)	1900. 12.18 大赦法、下院で可決。
1901. 02.16	『前進する真実 (<i>La Vérité en marche</i>)』刊行	1900. 12.24 大赦法、元老院で可決。(大赦法成立)
1901. 03.08	「彼らは金を取っておくがいい (Qu'ils gardent l'argent)」	1901 ゾラ、ジュデ及び筆跡鑑定家に対する上訴の放棄。

* この表は以下の文献をもとに作成した。Colette Becker, « Chronologie de l'Affaire Dreyfus », in Emile Zola, *La Vérité en marche. L'Affaire Dreyfus*. Gf-Flammarion, 1969, pp. 11-24. Colette Becker et Véronique Lavielle, « Zola et l'affaire Dreyfus », in Emile Zola, *Vérité*. Livre de Poche, 1995, pp. 678-692. Michel Winock, « Un drame en cinq actes (chronologie) », in Michel Winock (Présentation par), *L'Affaire Dreyfus*. Seuil : Points, 1998, pp. 15-32.

** 『前進する真実』中で、ゾラ自身の「手紙」は『ローロール』紙に1899年9月29日に発表したと書いているが、実際に発表されたのは9月22日付の『ローロール』。

*** 表中の矢印は、事件とゾラの論文との対応関係を示す。

表2：『前進する真実』の様々な版

A. 『前進する真実 (La Vérité en marche)』初版(1901)

1. 序 (Préface)
2. シュレール=ケストネル氏 (M. Scheurer-Kestner)
3. 組合 (Le Syndicat)
4. 調書 (Procès-verbal)
5. 青年たちへの手紙 (Lettre à la jeunesse)
6. フランスへの手紙 (Lettre à la France)
7. 共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République)
8. 陪審団への宣言 (Déclaration au jury)
9. 閣議議長ブリッソン氏への手紙 (Lettre à M. Brisson, Président du Conseil des ministres)
10. 正義 (Justice)
11. 第五幕 (Le Cinquième acte)
12. アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙 (Lettre à Madame Alfred Dreyfus)
13. 元老院への手紙 (Lettre au Sénat)
14. 共和国大統領ルーベ氏への手紙 (Lettre à M. Loubet, Président de la République)
15. わが父 (Mon père)
16. フランソワ・ゾラ (François Zola)

B. 『全集 (Œuvres complètes)』、47巻
ベルヌアル版 (F. Bernouard) (1928)

1. 序 (Préface)
2. シュレール=ケストネル氏 (M. Scheurer-Kestner)
3. 組合 (Le Syndicat)
4. 調書 (Procès-verbal)
5. 青年たちへの手紙 (Lettre à la jeunesse)
6. フランスへの手紙 (Lettre à la France)
7. 共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République)
8. 陪審団への宣言 (Déclaration au jury)
9. 閣議議長ブリッソン氏への手紙 (Lettre à M. Brisson, Président du Conseil des ministres)
10. 正義 (Justice)
11. 第五幕 (Le Cinquième acte)
12. アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙 (Lettre à Madame Alfred Dreyfus)
13. 元老院への手紙 (Lettre au Sénat)
14. 共和国大統領ルーベ氏への手紙 (Lettre à M. Loubet, Président de la République)
15. わが父 (Mon père)
16. フランソワ・ゾラ (François Zola)

『前進する真実』—付記と解説 (Notes et Commentaires sur *La Vérité en marche*)

17. モーリス・ル・ブロン『「私は告発する」の反響 (Maurice Le Blond, « Prolongements de « J'accuse » »)』
18. ジョセフ・レナック『「私は告発する」はどのように書かれたか (Joseph Reinach, « Commen fut écrite la lettre « J'accuse » »)』
19. モーリス・ル・ブロン『「私は告発する」によって引き起こされた動揺 (Maurice Le Blond, « Emotion soulevée par « J'accuse » »)』

傍聴記 (Impressions d'audience)

初日 (Première audience)

20. ジョルジュ・ボナムール (Georges Bonnamour)

最終日 (Dernière audience)

21. セヴリーヌ (Sévrine)

エミール・ゾラ宅でのある朝 (Un matin chez Emile Zola)

裁判期間中 (Pendant son procès)

22. オクターヴ・ミルボー (Octave Mirbeau)

評決後 (Après le verdict)

23. アンリ・ロシュフォール (Henri Rochefort)
24. エドゥアール・ドリュモン (Edouard Drumont)

- 25, 26. エルンスト・ヴォーギャンの二つの証言 (Deux témoignages d'Ernst Vaughan)

亡命先へゾラ出発 (Départ de Zola pour l'exil)

27. ジョゼフ・レナック (Joseph Reinach)

『前進する真実』未収録のゾラのドレフュス事件関連論文 (Les articles de Zola relatifs à l'Affaire Dreyfus non réunis dans *La Vérité en marche*)

28. 召喚状への回答。軍事大臣への手紙 (Réponse à l'assignation. Lettre à M. le Ministre de la Guerre)
29. 再び卑劣な行為 (Une nouvelle ignominie)
30. ド・ガリフェ將軍およびワルデック＝ルソー氏への手紙 (Lettres au général de Gallifet et à M. Waldeck-Rousseau)

モーリス・ル・ブロン「ゾラの署名入りだがクレマンソーによって書かれた記事について (Maurice Le Blond, « Un article, signé Zola, écrit par Clémenceau »)』

31. ジョルジュ・クレマンソー「証拠として (Georges Clemenceau, « Pour la preuve »)』

32. ゾラの葬儀でのアナトール・フランスによる弔辞(抜粋) (Extrait du discours prononcé par Anatole France aux funérailles d'Emile Zola)

33. 1908年6月4日、パンテオンでのガストン・ドメルグ氏によるエミール・ゾラへの賛辞(断章) (Panegyrique d'Emile Zola, par M. Gaston Dommergue, prononcé au Panthéon le 4 juin 1908, (fragment))

表2：『前進する真実』の様々な版（続き）

- C. 『全集 (Œuvres complètes)』、14巻
セルクル版 (Cercle du livre précieux) (1969)
1. 序 (Préface)
 2. シュレール=ケストネル氏 (M. Scheurer-Kestner)
 3. 組合 (Le Syndicat)
 4. 調書 (Procès-verbal)
 5. 青年たちへの手紙 (Lettre à la jeunesse)
 6. フランスへの手紙 (Lettre à la France)
 7. 共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République)
 8. 陪審団への宣言 (Déclaration au jury)
 9. 閣議議長ブリッソン氏への手紙 (Lettre à M. Brisson, Président du Conseil des ministres)
 10. 正義 (Justice)
 11. 第五幕 (Le Cinquième acte)
 12. アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙 (Lettre à Madame Alfred Dreyfus)
 13. 元老院への手紙 (Lettre au Sénat)
 14. 共和国大統領ルーベ氏への手紙 (Lettre à M. Loubet, Président de la République)
 15. わが父 (Mon père)
 16. フランソワ・ゾラ (François Zola)
- 補遺 (Appendice)
17. 召喚状への回答。軍事大臣への手紙 (Réponse à l'assignation. Lettre à M. le Ministre de la Guerre)
 18. 再び卑劣な行為 (Une nouvelle ignominie)
 19. ド・ガリフェ將軍およびワルデック=ルソー氏への手紙 (Lettres au général de Gallifet et à M. Waldeck-Rousseau)
 20. 彼らは金を取っておくがいい (Qu'ils gardent l'argent)
- D. 『全集 (Œuvres complètes)』、18巻
ヌーヴォー・モンド版 (Nouveau monde éditions) (2008)
1. 序 (Préface)
 2. シュレール=ケストネル氏 (M. Scheurer-Kestner)
 3. 組合 (Le Syndicat)
 4. 調書 (Procès-verbal)
 5. 青年たちへの手紙 (Lettre à la jeunesse)
 6. フランスへの手紙 (Lettre à la France)
 7. 共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République)
 8. 陪審団への宣言 (Déclaration au jury)
 9. 閣議議長ブリッソン氏への手紙 (Lettre à M. Brisson, Président du Conseil des ministres)
 10. 正義 (Justice)
 11. 第五幕 (Le Cinquième acte)
 12. アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙 (Lettre à Madame Alfred Dreyfus)
 13. 元老院への手紙 (Lettre au Sénat)
 14. 共和国大統領ルーベ氏への手紙 (Lettre à M. Loubet, Président de la République)
 15. わが父 (Mon père)
 16. フランソワ・ゾラ (François Zola)
- 補遺 (Appendice)
17. 再び卑劣な行為 (Une nouvelle ignominie)
 18. ド・ガリフェ將軍およびワルデック=ルソー氏への手紙 (Lettres au général de Gallifet et à M. Waldeck-Rousseau)
 19. 彼らは金を取っておくがいい (Qu'ils gardent l'argent)
- E. 『前進する真実 ドレフュス事件 (La Vérité en marche L'Affaire Dreyfus)』 (1969) コレット・ベッケル編、Gf-Flammarion
- ドレフュス事件年譜 (Chronologie de l'Affaire Dreyfus)
ゾラとドレフュス事件 (Zola et l'Affaire Dreyfus)
ドレフュス事件関連参考文献 (Bibliographie sommaire sur l'Affaire Dreyfus)
1. ユダヤ人のために (Pour les juifs)
- ドレフュス事件 (l'Affaire Dreyfus)
2. シュレール=ケストネル氏 (M. Scheurer-Kestner)
 3. 組合 (Le Syndicat)
 4. 調書 (Procès-verbal)
 5. 青年たちへの手紙 (Lettre à la jeunesse)
 6. フランスへの手紙 (Lettre à la France)
 7. 共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙 (Lettre à M. Félix Faure, Président de la République)
 8. 陪審団への宣言 (Déclaration au jury)
 9. 閣議議長ブリッソン氏への手紙 (Lettre à M. Brisson)
 10. 正義 (Justice)
 11. 第五幕 (Le Cinquième acte)
 12. アルフレッド・ドレフュス夫人への手紙 (Lettre à Madame Alfred Dreyfus)
 13. 元老院への手紙 (Lettre au Sénat)
 14. 共和国大統領ルーベ氏への手紙 (Lettre à M. Loubet)
- ドレフュス事件に関する手紙とその他のテキスト (Choix de lettres et autres textes sur l'Affaire Dreyfus)
15. エミール・ゾラからフェルナン・ドゥムランへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Fernand Desmoulin)
 16. エミール・ゾラからラボリ弁護士への手紙 (Lettre d'Emile Zola à M^e Labori)
 17. エミール・ゾラからジョゼフ・レナックへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Joseph Reinach)
 18. エミール・ゾラからオクターヴ・ミルボー夫人への手紙 (Lettre d'Emile Zola à Madame Octave Mirbeau)
 19. エミール・ゾラからジョゼフ・レナックへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Joseph Reinach)
 20. エミール・ゾラからオクターヴ・ミルボーへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Octave Mirbeau)
 21. エミール・ゾラからジョルジュ・シャルパンチエへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Georges Charpentier)
 22. エミール・ゾラからラボリ弁護士への手紙 (Lettre d'Emile Zola à M^e Labori)
 23. エミール・ゾラからポール・アレクシへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Paul Alexis)
 24. エミール・ゾラからドレフュス大尉への手紙 (Lettre d'Emile Zola au capitaine Dreyfus)
 25. エミール・ゾラからアルフレッド・ブリュノーへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Alfred Bruneau)
 26. エミール・ゾラからフェルナン・ラボリへの手紙 (Lettre d'Emile Zola à Fernand Labori)
 27. 法廷での印象 (Impressions d'audiences)
- * 下線部は、それ以下のテキストをまとめる小タイトル。

入れない編者がいたのだろうか。これら13点以外の論文を詳しく検討することによって考えてみたい。

まず、注目したいのが、「わが父 (Mon père)」と「フランソワ・ゾラ (François Zola)」(表2 : A~D-15, 16) である。これは、表1にも記したように、ジュデが書いたゾラの父親の名誉を棄損する記事の発表に対してゾラが反撃したものである。ドレフュス事件は、それゆえ、「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」を機に起こったゾラ事件に加え、ドレフュスの擁護者として新たに華々しく登場したゾラを貶めるために、ジュデによってもくろまれたもう一つのゾラ事件を生み出すことになる。ゾラ自身は、この事件もドレフュス事件に関わるものと考えているようで、これらのテキストも以下のように説明している。

Ils [= « Mon père », « François Zola »] appartiennent à l'affaire Dreyfus, car ce n'était ni mon père ni moi qu'on cherchait à déshonorer, c'était simplement en moi le justicier, le porteur de torche qui voulait la pleine lumière. (OCNM, 18, 488. 括弧内は引用者による加筆。)

これら (= 「わが父」、「フランソワ・ゾラ」) は、ドレフュス事件に属している。というのも、名誉を傷つけようとしたのは、私の父に対してでも私に対してでもなく、ただ私の中にある不正をただす者、真相を照らし出す灯火を掲げる者を貶めようとしたのだ。

とはいえ、この二つのテキストを他のテキストと全く同列に置いたわけではないことも同時にうかがえる。初版の目次には、最後の二篇のテキストの前に一行分の空白がある。そして、年代順に考えるならば、「わが父」の位置は、8の後に、「フランソワ・ゾラ」の位置は12の後に来るはずであるが、二篇まとめて最後に置かれている。さらに、この二篇以外のテキストの前には、ゾラの序文がそれぞれに付されているのに対し、この二篇については、「わが父」の前に、二篇まとめた序文が付されている。また、先の引用に続く段落では、これらのテキストは、『前進する真実』以外に、ゾラが計画している著作が実現しなかった場合に備えて発表したという意図も述べられている。

Ces articles sont bien insuffisants, je compte écrire tout un volume pour glorifier mon père. Depuis longtemps, j'en ai le projet. Mais à mon âge, sous l'obsession des œuvres qui me hantent encore, parfois la crainte me vient de ne plus trouver le temps de réaliser mes rêves les plus chers. Et, tout au moins, ces articles seront là, ils diront l'indispensable, si la vie ne me permettait pas de les compléter. (OCNM, 18, 488.)

これらの論文は、実に不十分である。私は、私の父を称揚するために、一冊の本を書くつ

もりだ。かねてからその計画はあった。しかし、私の年齢になると、いまだに書こうと気にかかっている作品の妄想にとりつかれると、時々不安が襲ってきて、ごく大切な夢すら実現する時間もとれないのではないかと思ってしまうのだ。だから、せめて、これらの論文をここに入れておこう。これらは最低限のことを言ってくれるだろう。私の寿命が足りずに、これらを補完することができなかった場合に備えて。

ゆえに、序文の冒頭で、「これらの論文はドレフュス事件に属している。」と述べてはいるものの、実際、ゾラの父親に関する最後の二篇は、いわば他の著作の構想にとりこまれうるものであることが分かる。このことは、ジュデの記事が発端となって起こしたゾラの父に対する名誉棄損をめぐる事件と、ドレフュス事件の主要な展開との関連性の弱さを示している。事実、後期ゾラというよりもドレフュス事件に主眼を置いて編まれた表2のEは、これら二篇の論文を収めていない。(ベッケルもこの二篇をはずしたことにより、ゾラが存命中に出版された初版に忠実でないという意識があったのだろうか。これらを外した一連の論文には「前進する真実」ではなく「ドレフュス事件」という小見出しをつけている。) この二篇は『前進する真実』というタイトルの射程からは外れるものとして考えてよさそうだ。

このような観点から、CおよびDの補遺中にある「ド・ガリフェ將軍およびワルデック＝ルソー氏への手紙 (Lettre au général de Gallifet et à M. Waldeck-Rousseau)」(B-30, C-19, D-18)も外して考えられるだろう。これは、ゾラが父親の名誉回復のために、自分の父親が巻き込まれた事件の関係書類の開示を軍関係者に求めた手紙を公開したものだからである。

さらに、事件に直接関係あるとはいえ、『ローロール』紙上では、ゾラの署名で発表されているが、今日では、クレマンソーが書いたことが明らかになっているB-28, C-17も外されるべきだろう。残るは「再び卑劣な行為 (Une nouvelle ignominie)」(B-29, C-18, D-17)と「彼らは金を取っておくがいい (Qu'ils gardent l'argent)」(C-20, D-19)であるが、二つ目の論文は、事件の展開との関係が、『前進する真実』に収録されなかった理由となるだろう。つまり、ゾラは、この論集の発表を大赦法の成立に対応させていたことが明らかであるからだ。この論集の序文で、ゾラは次のように述べている。

Cependant, je ne me suis pas hâté de publier ce volume. D'abord, je voulais que le dossier fût complet, qu'une période bien nette de l'Affaire se trouvât terminée ; et il m'a donc fallu attendre que la loi d'amnistie vînt clore cette période, en guise de dénouement tout au moins temporaire. (OCNM, 18, 415.)

とはいえ、私はこの本を出版することを急いではいなかった。まず私は、資料がそろい、十分明確に区切られる事件の一期間が終わってほしかった。それで、私は大赦法でこの期間

が終わるのを待たなければならなかった。たとえ一時的な結末であったとしても。

ゾラは、大赦法を——仮のものだという保留つきであるとはいえ——事件の一つの区切りと見なしていた。また同時に、この法案に対して、ゾラは、ドレフュス派の人々の真実と正義のための戦いを汚す容認できないものとし、かなりの憤りを感じていた。『前進する真実』の出版は、それゆえ、この法律に対する抗議でもあった。ところで、「彼らは金を取っておくがいい」は大赦法成立後も許されていた民事訴訟（ゾラの場合は、ジュデに対する追訴と三人の筆跡鑑定家から受けた告訴とその判決を不服とする申し立て）の続行の是非を弁護士のラボリに問いかける内容である。そして、ゾラは、これらの訴訟が金銭による賠償責任の問題だけに還元されてしまい、ドレフュス事件の大義を汚す恐れがあるものとして全て放棄する意思を伝えている。ゆえに、この論文を論集の巻末に置くことは、大赦法への抗議を表明した「共和国大統領ルーベ氏への手紙」の激しさを弱めてしまうことになり、民事訴訟の放棄という内容も、諦めの態度と捕えられかねない。ゾラを含めたドレフュス派にとって、大赦法は一つの区切りではあっても、事件を終結させるものではなかった。ドレフュス派が大赦法以降もまだ戦い続けていたという事実は、1906年になってようやくドレフュスに無罪判決が下され、名誉が回復されたことから明らかである。ゆえに、戦いの気炎に水を差すような論文で締めくくることがゾラが憚ったことは十分推測されるだろう。

「彼らは金を取っておくがいい」を外し、「共和国大統領ルーベ氏への手紙」で締めくくるという選択は、この論集の構成と論の展開から考えた時にも妥当であると思われる。この点については、今度はこの論集の構成と言う観点から、次章で、もうひとつの論文「再び下劣な行為」が収録されなかった理由と共に考えてみたい。

3. 『前進する真実』の構成

「再び下劣な行為」は、ゾラを追訴する新たな召喚状を受け取ったことに対する怒りと非難を表明したものである。この召喚状は、最初のゾラ裁判での有罪判決を破棄し、訴訟の根拠も、「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」の15行からさらに3行を抜き出し、今度は陸軍大臣ではなく軍法会議がゾラを訴えたことにより、受けとることになった裁判所からの召喚通知である。それゆえ内容的には「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」につながるものとみなすこともできる。この論文を外した理由は分かりづらい。確かにこの論文は、Dの全集の場合で数えると、2頁に満たない短いものであり、少なくとも3ページ以上からなる他の論文の中に入ると、量的に存在感を示しにくいかもしれない。ただそのような理由でゾラ自身もこの論文のことは忘れてしまっていたのだ、とは言い難い。というのも、「閣僚議長ブリッソン氏への手紙 (Lettre à M. Brisson, Président du Conseil des ministres)」に付した序言のなかで、「再

び下劣な行為」を書く動機となった二度目の召喚状のことに触れているからである。しかし結果として、ゾラはこの論文を『前進する真実』には入れなかった。この事実は、この論集を、「法廷での印象」や「亡命記」とは違う、「歴史への貢献」以外の、あるいはそれ以上のものにしてうとしたゾラの意図をくみとる鍵となるのではないだろうか。そこで、この論集の「シュレール＝ケストネル氏」から「共和国大統領ルーベ氏への手紙」までの13の論文の配置から読み取ることのできる動きについて考えてみたい。

「シュレール＝ケストネル氏」から「共和国大統領フェリックス＝フォール氏への手紙」（以下、各論文は、断りが無い限り表2-Dの数字によって示す。）にいたるまでの流れについては、比較的言及がなされてきた。例えば、アラン・パジェスは、表2-Dの『前進する真実』に付した紹介文（Introduction）で、『フィガロ』紙に掲載された最初の三点の論文は、ドレフェス事件の展開とこの事件に対するフランス社会の情勢をその当初から追った一種の序論としており、そこから、「青年」や「フランス」といった集団への呼びかけに転じ、そしてその呼びかけから、ドレフェスの冤罪に象徴される正義の挫折を今度は強力な一個人である共和国の首長の責任とした批判へと変化させている点を指摘している⁵。

『フィガロ』紙に掲載された三点の論文のまとめりについては、ユルシュラ・バーレルも指摘している。バーレルは、4の最後の段落に、2を締めくくる「真実は前進する。そして何ものもそれを止めることはできないだろう。（La vérité est en marche, et rien ne l'arrêtra.）」というくだりが再登場していることと⁶、「こうして私の役割は終わった（mon rôle est donc terminé）」（OCNM, 18, 426.）という一文に注目し、ゾラがこの三点の論文で一区切りをつけていたこと、さらにこの頃、エステラジーという真犯人の存在が、公になり始めてきたゆえに、ゾラ自身、自分の論戦も、この三つの論文で終わると見ていたのだとしている⁷。

最初の三点の論文を論集の導入部として考えることに、我々も異議はない。ただ注目したいのは、この導入部、とりわけ4とそれにつづく、5と6との間にみられる論調の変化である。導入部の最初の二つの論文は、ドレフェス事件の展開を要約しながら、ドレフェス派の人々の勇気と精神を称揚したものであった。4では、それまでとは逆に、ドレフェスの再審をはばむ勢力の正体を列挙する批判に変わっている。そしてここに我々は、かつてゾラがマネを擁護したときと同じ戦法を見出すことができる。

事件への参加からさかのぼること約三十年、ゾラは、当時のアカデミズムの画風にそぐわず非難されていたマネの絵画を高く評価し、この画家の才能を擁護する論文を発表する。『エドゥアール・マネ（Edouard Manet）』と題されたその小冊子において、ゾラはまずこの画家の経歴と作品を紹介し、人々の偏見を是正しようとする。興味深いのはそれに続く「観衆（Le Public）」と題された最終章である。ここでゾラは、「観衆というものは作品を深く読み取ろうとはしないのだ。彼らは、いわば表面をみるだけで満足してしまうのだ。（Le public n'a pas même cherché à

pénétrer l'œuvre ; il s'en est tenu, pour ainsi dire, à la surface.) (OCNM, 2, 677)」と言い、マネが評価されないのは観衆に鑑定眼が備わっていないせいだと読者を挑発し、マネの作品に興味を持たせようとする。これによって世の関心をかきたてることに成功したことは、我々の知る通りであるが、ゾラはこの三十年前の論法を4の中でも採用する。つまり、ドレフュスの再審を阻む悪しき勢力として、ジャーナリズム、反ユダヤ主義を挙げた後、「Enfin, les spectateurs, les acteurs, vous et moi, nous tous. (そして、傍観者たち、事件にかかわっている者たち、あなた方と私、我々すべて)」(OCNM, 18, 425.) に責任の一端があるとする。ゾラは、マネの時と同様、読者を煽ることで、この問題への関心を引き起こすことができ、それが済めば「私の役割は終わる」と考えていたのだろう。ところが、期待するほどの反響は起こらなかった。そこで人民に共和主義の精神を思い出させ、その良心に直接訴えようとする5, 6を著すが、『フィガロ』という大きな媒体を仲介していた時ほどの反響はない。そこで、すでに事件に参加していたクレマンソーの新聞『ローロール』紙に、軍人批判と言う新たな戦法で攻撃を仕掛けたのが7である。

このように観てみると、2から7までは、論調が比較的变化に富んでいるといえる。すなわち、2と3の称賛の調子、4の批判的な調子、5と6の人民の良心に訴える調子そして7の激しい怒りと非難の調子である。この調子の変化は、後半部に比べて各論文の発表間隔(表1参照)が短いことを加味して考えると、一種機敏な動きがあるような印象を与えるだろう。また、称賛から批判へ、訴えから怒りと批判(4の批判の激しさも範囲もさらに増大させた)という流れと論文の量的な増加(2は約3頁、3と4が約4頁、5が約5頁、6が約6頁、7は約8頁)には、クレッシェンドの効果が認められよう。この動きは7がもたらした結果である8をはさんで変化する。実際、8は、ゾラが書いたものであると同様、彼が法廷でよみあげた、法廷弁論の側面も持つ特殊なテキストであり、論集の中心に位置を占めて転換軸の役割も果たしているのだが、この詳しい分析は後日に譲り、これ以下の流れをみてゆく。まず9以下の論文は全て5頁以上の長いもので、発表間隔も約10日から1年と長い間隔が多い。ただ、9から11までの展開は前半部分に似ている。すなわち9は、ドレフュスの有罪を確信していたブリッソンに宛てたものだが、その冒頭は、

Vous incarniez la vertu républicaine, vous étiez le haut symbole de l'honnêteté civique. Et, brusquement, vous tombez dans la monstrueuse affaire. Vous voilà dépossédé de votre souveraineté morale, vous n'êtes plus qu'un homme faillible et compromis. (OCNM, 18, 450.)

あなたは共和国の美德を体現していた。あなたは市民としての誠実さの気高き象徴であった。ところが突然、あなたはぞっとするような取引に入り込んでしまった。もはやあなたには精神的な支配力はない。あなたは誤りに陥りやすく、巻き添えになった人間にすぎない。

という厳しい批判から始まるが、これはまさに、共和国の美德の象徴としてゾラが称賛した2におけるシュレーレ＝ケストネルのイメージと正反対になる。つまり論集の後半は、前半とは対照的な敵方の主要人物の批判的嘲笑的な描写からはじめているのだ。次の10は、ゾラの裁判後からレンヌ裁判に到るまでの経緯を追ったものである故、前半部分でそれまでの事件の展開を追った3、4と同じ役割を担うことになる。そして、レンヌ裁判でドレフュスに二度目の有罪判決が言い渡された後に発表された11は、7を彷彿とさせる激しさでこの裁判を批判するのである。よって、9から11までは、前半部分とほぼ同じだが縮約させた展開となっている。そしてその後、事件の展開は、ドレフュスとその擁護者たちに対する攻撃ではなく、特赦という懐柔策へと向かってゆくため、ゾラの論調も変化する。つまり、12にみられるように、無実の罪に苦しんだドレフュスが家族のもとに帰ることができたことについては、ドレフュス家の人々の喜びを共有する一方、それ以降の論文にみられるように、もはや単なる裁判の過ちのみではなく、真実と正義のための戦いでもあった事件を、これらの大義が回復されないまま、うやむやにされてしまうことへの憤りに彩られてゆく。

ゾラを含めた大赦法に反対する人々の意向とは裏腹に、この法案は次々に議会を通過し、1900年12月24日には成立してしまう。ゆえに、14は、この法案成立に対する最後の抵抗であるが、この論文は、論集中一番長く（Dの全集で8頁半）、さらに7からの引用、11のタイトルとその内容を中心にゾラの事件への参加の軌跡と彼がこの参加に求めた意味が要約され、同時に今後も戦うという姿勢を明確に出している。これは、展開した論をまとめた上で、そこから導き出される今後の展望を示すという結論の伝統的なスタイルを踏襲している。14は、事件の歴史における展開の一つの期間の終わりに呼応しているだけでなく、論全体をまとめ上げて、未来に投げかける役割も果たしていたといえよう。

以上の点から、「再び下劣な行為」を外した方が、論の展開がより明快な構成となる。即ち、この論文を外すことで、前半と後半の対称が保たれ、「陪審団への宣言」を軸とした論調の変化を際立たせることができるのである。

結論にかえて

以上の検討を通してみると、『前進する真実』は、ドレフュス事件の展開に対する反応と修辭的な配慮との両側面から構成された論集といえる。前半部分は、ほぼ定期的なペースで短い論文を発表することで、人々の関心を途切れさせないようにすると同時に、その批判の語調の激しさのある種のリズムに載せて強めている。後半の論戦は、事件の展開のそれぞれの段階に対応させているため、ペースは遅くなると同時に不規則になる。かつドレフュス特赦から大赦法へむかう流れの遅さとそれに対応する論文の長さは、大赦法が、事件によって目覚めた精神を封じ込めてしまうことに対する恐れとその困惑した空気にも呼応しているのではないだろうか。

また、この論集の配置を見る時、我々は、この論集の中心に位置する8の重要性にも気づく。このテキストは、7の結果として生まれたものであるゆえ、内容的には、論集の前半に属するものである。しかしながら、このテキストが他のどのテキストとも異なるのは、その最初の発表が、裁判所で、口頭で行われたということである。つまり、このテキストは、口述と記述の両側面をもっている。他のテキストよりも多い発表媒体によって発表されたという事実が、この論文を一種特権的な位置に着かせたとは言えないだろうか。実際、このテキストは、ドレフュス事件の歴史という観点からも、レトリックの立場から観ても興味深い点がいくつもあるのだが、それは今後の機会に論じることとしたい。

注

- ¹ Voir. Henri Mitterand, *Zola. L'histoire et la fiction*, Puf, 1990. Alain Pagès, « Le Discours argumentatif de "J'accuse" », in *Jean Jaurès. Cahiers trimestriels*, 151, 2000, p. 23-30. ID., « La Rhétorique de "J'accuse" », in Hélène Millot et Corinne Saminadayar-Perrin (s.l.d.), *Spectacles de la parole*, Saint-Etienne : Editions des Cahiers intempestifs, 2003, p. 135-146. Ursula Bähler, « Sur les traces naturalistes de *La Vérité en marche* », in *Les Cahiers naturalistes*, p. 83-108. Etienne Barilier, *Ils liront dans mon âme : les écrivains face à Dreyfus*. Genève, Édition Zoé, 2008. また、1998年には、ゾラ研究の専門誌 *Les Cahiers naturalistes* が、「共和国大統領フェリックス・フォール氏への手紙」の発表百年を記念した特集を組んでいる。
- ² Emile Zola, « Pour les juifs », *Le Figaro*, 16 mai 1896. In Emile Zola, *Œuvres complètes*, tome 17, Nouveau monde éditions, 2008, p. 430. [以下、この全集は、OCNMと省略し、引用語には巻号とページのみ記す。] 尚、鉤括弧内は引用者による加筆。
- ³ 比較的よく知られているこのラザールの印象は、コレット・ベッケルによれば、彼がジョゼフ・レナックに宛てたメモにあり、それは現在、パリのフランス国立図書館に収められているが、本論では以下の文献を参考にした。Colette Becker, « Zola et l'Affaire Dreyfus », in Emile Zola. *La Vérité en marche. L'Affaire Dreyfus*, Garnier-Flammarion, 1969. p.32
- ⁴ Voir. Peter L. Shillingsburg, *From Gutenberg to Google : electronic representations of literary texts*. Cambridge University Press, 2006. [日本語訳：ピーター・シリングスバーグ『ゲーテンベルクからグーグルへ ——文学テキストのデジタル化と編集文献学』、明星聖子、大久保謙、神崎正英訳、慶應義塾大学出版会、2009年。]
- ⁵ Voir. OCNM, 18, p. 412.
- ⁶ OCNM, 18, p. 426 も参照のこと。
- ⁷ Voir. Bähler, *op. cit.*

La Composition de *La Vérité en marche* de Zola

Akiko MIYAGAWA

[mots-clés] Emile Zola, *La Vérité en marche*, l’Affaire Dreyfus, procédés rhétoriques

La Vérité en marche est, on le sait, un recueil d’articles qui s’inscrit dans l’histoire de l’Affaire Dreyfus. Tout en tenant compte de cette appréciation établie, nous essaierons dans cet article de revaloriser les procédés rhétoriques de ce recueil.

Dans un premier temps, nous remarquerons, à travers différents textes de témoignages, la première motivation de l’engagement de Zola dans l’Affaire : il a été séduit par le « drame » de l’Affaire et par l’héroïsme des défenseurs de Dreyfus. Ces textes nous permettent également de montrer que Zola vise à inaugurer une nouvelle littérature, qui pourrait être appréciée du point de vue rhétorique.

Aussi, dans un deuxième temps, nous commencerons par examiner l’agencement des textes du recueil dans le but de repérer le travail esthétique et rhétorique de Zola. Pour ce faire, nous comparerons cinq éditions de ce recueil : la première édition, trois *Œuvres complètes* de Zola et *La Vérité en marche*. *L’Affaire Dreyfus* éditée par Colette Becker, afin de mettre en lumière le choix de textes et des soucis organisateurs de l’écrivain pour ce recueil.

Enfin, nous analyserons la composition du recueil. Nous nous arrêterons sur les deux articles rejetés : « Une nouvelle ignominie » et « Qu’ils gardent l’argent ». Le rejet de ces derniers fera ressortir inversement l’architecture du recueil : l’exorde marqué par l’héroïsme chez les dreyfusards et par l’image de la République idéalisée, qui font appel au cœur du lecteur ; la vérité bafouée qui amène l’éclat du pathos dans la narration et dans l’altercation ; la reprise du pathos dans la péroraison.

A travers ces examens, nous constaterons l’importance de « Déclaration du jury » qui se trouve au centre du recueil. Non seulement, cet article sert de pivot au recueil, mais c’est aussi un texte lu au tribunal, paru dans un journal et recueilli dans un recueil, ce qui attribue à ce texte un rôle particulier dans ce recueil.